

件名	27陳情第2号 入札業者選定が「行政処分ではない」との見解を是正する意見書の件
<p>1 陳情の趣旨  行政庁による入札業者選定について、「行政処分である」との見解を明らかにし、町長の「行政処分ではない」との見解を是正するために、意見書を採択し、町長に送付することを求める。</p> <p>2 陳情の原因  東京大学名誉教授、明治大学法科大学院教授の碓井光明氏が、『要説 自治体財政・財務法〔改訂版〕』（1999年学陽書房）で、「契約準備行為は処分である」旨を、次のとおり述べている。  ■「格付けを行政処分とみて、行政争訟の対象とすることが考えられてよい。」  ■「私は、現行法において行政処分とみることも可能と考える。」  ▶【資格がない旨の通知を受けたとき又は格付けに不満があるときに、申請人が救済を求めることができるか否か、という点について考えてみよう。  契約締結に至る過程における自治体の諸行為は、私法契約の一環であることを重視するときには、行政処分といえないとされやすい。しかしながら、自治体の需要は、地域経済に大きな位置を占め、落札できるか否かが、地域の受注希望企業等の死活を決めるといっても過言ではない。  こうした現状に鑑みるならば、格付けを行政処分とみて、行政争訟の対象とすることが考えられてよい。かりに行政不服審査法の対象にならない行為であるとしても、自治体が自主的に申請人からの異議等を審査する体制を整えておく必要がある。】（225頁）  ▶【契約締結過程における自治体の重要な意思決定行為（資格認定、指名、非指名、指名停止、落札者決定ななど）を行政処分として構成し、行政争訟の対象にすることを検討する必要がある。私は、現行法において行政処分とみることも可能と考える。自治法に基づく自治体の契約締結に関する判断行為であって、それは、私的自治や契約自由の範囲外の行為とみられるからである。ただし、現在の判例・学説の不透明な状況に鑑みると立法的に行政処分性を明確にすることを主張したい。】（229頁）</p> <p>3 陳情の理由  行政庁による入札業者選定は、行政処分であると考えられる。</p>	

※原文のまま掲載しています。